

審査の概要

I 絶対審査

株式会社IMAGICAティーヴィほか11者(18番組)の申請については、すべての申請について、

- ① 放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)第52条の13第1項
- ② 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)第17条の8
- ③ 放送法関係審査基準(平成13年総務省訓令第68号。以下「審査基準」という。)第6条及び別紙1

の各規定(以下「絶対審査基準」という。)に適合するものと認められた。

その結果、絶対審査基準に適合したすべての申請に対し指定することのできる周波数が不足することとなったため、審査基準第7条第1項及び別紙2の規定に基づく比較審査を行うこととなった。

II 比較審査

BS第21チャンネル又はBS第23チャンネルを対象とする申請については、すべて高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務の認定申請であり、BS第7チャンネル(6スロット)を対象とする申請については、すべて標準テレビジョン放送を行う認定申請であった。その結果、すべての申請に対し指定することのできる周波数が不足することとなったため、審査基準別紙2「2」の規定に基づく比較審査を行うこととなった。

(1) 第一次審査

次に、審査基準別紙2「2」の規定により、4つの審査項目すべてに適合していると認められる申請を優先することとした。

審査の結果、1番組については、別紙2「2」(1)「広告放送の割合」の基準に適合しなかった(広告放送の割合が10割のため)。

その他のすべての申請は4つの審査項目すべてに適合しており、それらすべてを優先することとしたところ、指定することのできる周波数が不足することとなったため、審査基準別紙2「3」の規定に基づく比較審査を行うこととなった。

(2) 第二次審査

次に、審査基準別紙2「3」の規定により審査した結果、「別紙1」のとおり認定することとした。(具体的な各申請の内容及び評価は、「別紙3」のとおり。)